

Weekly Report

第597日号
令和3年4月12日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

住宅ローン減税の特例の延長等

令和3年度税制改正により、住宅ローン控除の控除期間13年となる特例が延長となりました。

◆令和4年12月末までに入居した方が対象

住宅ローン減税は、住宅の新築・取得、リフォーム等で住宅ローンを借りた場合、年末のローン残高(上限あり)の1%を所得税から控除する制度です。

消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に、住宅ローン控除の控除期間を13年間(控除期間11~13年目の控除額は「ローン残高の1%」又は「建物購入価格×2%÷3」のいずれか少ない額)とする特例は、以下の期間に契約をして、令和4年末までに入居した方が対象となりました。

◎注文住宅の新築……令和2年10月1日~令和3年9月30日までに契約。

◎分譲住宅・既存住宅の取得又は増改築等……令和2年12月1日~令和3年11月30日までに契約。

また、合計所得金額が1千万円以下の方は、床

面積要件が緩和され、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用対象となります。

◆すまい給付金やグリーン住宅ポイント

住宅を取得した方の収入が一定以下の場合に、最大50万円(収入額に応じて10~50万円)の給付金を支給する「すまい給付金」についても税制を踏まえて延長となり、上記の期間内に契約した方は、令和4年末までに引渡しを受けた場合が対象となります。また、床面積要件も40㎡以上に緩和されます。

この他、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォーム等に対して、様々な商品や追加工事と交換できるポイントを付与する「グリーン住宅ポイント制度」も創設されています。

「在宅勤務手当」の社会保険の取扱い

社会保険料・労働保険料等の算定基礎となるのは、給与、手当、賞与など名称を問わず労働者が労働の対償として受ける全てのものとなります。

企業がテレワークを導入して労働者に「在宅勤務手当」を支給する場合、社会保険料等の算定基礎に含めるか否かの取扱いについては、支給実態などを踏まえて判断する必要がありますが、労働者が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも返還する必要がないもの(例えば、毎月一定額を渡し切りで支給)は、算定基礎に含まれます。

なお、在宅勤務に必要な費用の実費弁償に当たる部分は算定基礎に含まれません。

確定申告書を郵送等で送付する場合

令和2年分所得税等の確定申告期限は、今月15日までとなります。

作成した申告書を郵送により提出する場合は、「郵便(第一種郵便物)」又は「信書便」を利用して税務署に送付する必要があり、消印(通信日付印)に表示された日が提出日とみなされます。

また、e-Taxにより送信する場合は、即時通知及び受信通知の受付日時が提出日となります。

なお、期限までに申告できないやむを得ない理由がある方は、申請により延長が認められます。